

オンライン説明会（２月４日、１６日）Ｑ＆Ａ＜補助金関係＞

No.	分類	質問	回答
2-01	2.支援制度	水産庁の補助金と日本財団の補助金は、異なる設備であれば両方申請が可能か。また、日本財団の方は複数の設備の申請が可能なのでしょうか。 現在、水産庁のR7年度補助事業の採択を受けているが、日本財団の補助事業に乗り換えることは可能か。水産庁と日本財団の補助事業でなぜ補助率が違うのか。 また、水産庁の補助事業を活用し、安全設備導入に先行して対応していた遊漁船事業者が損してしまうのはおかしいのではないか。	遊漁船安全設備導入支援事業は、義務化に先駆けて安全設備を早期導入使用とする事業者を支援するものであり、一方で、日本財団の支援事業は義務化の有無に関わらず、事業者による安全性向上を支援するものと承知しています。 日本財団の助成金を活用した遊漁船の安全・安心確保推進事業については、水産庁が実施する遊漁船安全設備導入支援事業等の他の事業による支援を受け、又は受けることとなっている機器を除き、必要な安全設備について支援を受けることが可能（異なる機器であれば両方申請が可能）です。 なお、遊漁船安全設備導入支援事業により支援を受け、又は受けることとなっている機器についても、遊漁船安全設備導入支援事業の交付決定の辞退又は補助金の返還をすれば、遊漁船の安全・安心確保推進事業による支援を受けることは可能と承知しています。 例えば、１隻の遊漁船をお持ちの方が既に遊漁船安全設備導入支援事業によりAISへの支援を受けることとなっている場合は、そのAISの機器を除いて遊漁船の安全・安心確保推進事業による支援を受けることが可能です。また、遊漁船安全設備導入支援事業による支援を取り下げた場合は、そのAISの機器についても、遊漁船の安全・安心確保推進事業による支援を受けることが可能です。
2-02	2.支援制度	遊漁船安全設備導入支援事業については、１事業者１設備までとのことですが、各安全設備１つについて支援を受けることができるということでしょうか。複数の遊漁船を事業に使用している場合は、各遊漁船について支援を受けることができるのでしょうか。 また、遊漁船の安全・安心確保推進事業については、資料中に支援の対象となる設備の数が記載されていませんが、複数の安全設備について支援を受けることはできますか。また、２隻の遊漁船を使用している場合は、遊漁船の安全・安心確保推進事業により２隻とも支援を受けることはできますか。	遊漁船安全設備導入支援事業は、事業に使用する遊漁船の隻数によらず１事業者について業務用無線機、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等の中からいずれか１設備が補助の対象となります。 一方、遊漁船の安全・安心確保推進事業については、事業に使用する遊漁船が複数ある場合はその全てに対し、業務用無線機、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等、浸水警報装置・排水設備の中から必要とする設備への支援を申請することが可能です。 なお、同じ機器について、両方の補助事業から重複して支援を受けることはできません。
2-03	2.支援制度	日本財団の補助金30億が足りない場合はどうするの か。	水産庁としては、現時点で来年度以降の予算措置等について、予断をもってお答えすることはできません。また、民間団体による支援事業について、将来の取り扱いを回答することはできません。
2-04	2.支援制度	衛星電話が助成対象に含まれないのはなぜか。	業務用無線設備については、陸上と連絡が取れることに加えて海上の複数の船舶との同時連絡が可能であり、安全上、より望ましい設備であるものの、無線従事者資格等が必要となることなどから、衛星電話よりも導入のハードルが高いことを考慮して、これまで業務用無線機を支援の対象にしています。 なお、一般に、補助事業においては汎用性が高く事業目的以外にも利用可能な機器等については補助対象となりません。
2-05	2.支援制度	補助金を活用する場合でも、一時的に建て替えることが難しい事業者がいると思われる。補助金の前払いやあらかじめ補助額を差し引いた金額で救命いかだ等を購入することができるように等の対応は出来ないか。	一般に、補助事業は、事業実施者が一旦事業を実施し、その内容が要件に適合していることを確認した後に補助金が支払われる「精算払い」が原則となっています。一方で、ご指摘のとおり、立て替えが困難な場合には、金融機関による融資の活用などをご検討ください。
2-06	2.支援制度	日本財団の補助金30億については先着順となるの か。	遊漁船の安全・安心確保推進事業については、給付申請の順に審査、給付決定される見込みと承知しています。
2-07	2.支援制度	補助金について、機器の取り付けや設置に係る経費、メンテナンス費等のランニングコストの支援はなく、最初の購入費しか含まれていないのか。	遊漁船安全設備導入支援事業については、業務用無線機、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等の購入費のみが補助対象経費となります。 遊漁船の安全・安心確保推進事業については、業務用無線機、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等については購入費のみ、浸水警報装置・排水設備については、購入費及び設置工事費が補助対象経費となると承知しています。
2-08	2.支援制度	補助金の申請および公募の具体的な手順は、現時点で決まっていないという認識で良いか。	遊漁船安全設備導入支援事業については、令和６年度補正予算事業と同様の事業を実施する予定です。 遊漁船の安全・安心確保推進事業については、下記のHPで補助金の申請等について公開されています。 https://yugyo-shien.jp/

2-09	2.支援制度	最大とう載人員12人の船舶に対し、6名乗りの救命いかだを2個購入した場合、それぞれ1/2補助を受けられるのか。	遊漁船安全設備導入支援事業については、1事業実施者について1設備までが補助対象となるため、改良型救命いかだ1機分の購入費について1／2の支援の対象となります。 遊漁船の安全・安心確保推進事業については、遊漁船の最大搭載人員を満たすための複数の改良型救命いかだ等の購入費について2／3の支援の対象となります。 なお、いずれの事業についても補助上限額があります。
2-10	2.支援制度	補助対象となる安全設備は国交省HPに掲載されている対象製品リストに載っているものが全て対象となるのか。 また、水産庁補助事業と日本財団補助事業について、同じものが補助対象になるか。	いずれの事業についても国土交通省HPの対象製品リストに掲載されている安全設備が支援の対象となると承知しています。
2-11	2.支援制度	今回、義務化される安全設備の費用を全額出せないのか。補助額の上限はいくらか。	安全設備の設置については、令和4年12月の知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめにおいて、遊漁船を含む一般の客を乗せて業を行うすべての船舶に義務付けされることとなったものであり、安全設備の設置等により、いざというときの乗客の生命を守る備えをすることは、基本的責務であることから、その費用負担の全てを支援することとはしていません。 他方、安全設備の早期設置や事業者による安全性向上の取り組みを支援する観点から、遊漁船安全設備導入支援事業については本説明会資料に示した金額を上限に、遊漁船の安全・安心確保推進事業については、専用ウェブサイト（https://yugyo-shien.jp/）に掲載された資料の金額等を上限に、支援を行うこととしています。
2-12	2.支援制度	補助金の公募の開始前に安全設備を購入した場合、補助対象となるのか。	遊漁船安全設備導入支援事業については、交付決定を受けた後に購入した安全設備についてのみ支援の対象となります。 遊漁船の安全・安心確保推進事業については、令和7年4月1日以降に購入した安全設備、浸水警報装置・排水設備が支援の対象となると承知しています。
2-13	2.支援制度	補助金を活用して安全設備を搭載した船が売却・廃船となった場合、新たに乗り換えた船に再設置可能か。再設置不可の場合、補助金申請期間であれば、再度申請することは可能か。	遊漁船安全設備導入支援事業の場合については、事業内容の変更について、承認を受ける必要がありますので、事務局である（一社）海洋水産システム協会にお問い合わせください。 遊漁船の安全・安心確保推進事業の場合については、今後開設されるコールセンターにお問い合わせください。
2-14	2.支援制度	日本財団の補助金について、採択された時点でその採択された金額については30億内で確保されたという認識でよいか。救命いかだの例であれば、令和8年10月1日が施行、令和8年9月30日に定期検査だった場合、令和14年9月30日が定期検査となり、ランニングコストなどを考え、令和14年9月30日ギリギリに救命いかだを搭載すると思うが、それまでに30億の予算がなくなった場合は補助金は支払われないのか。	遊漁船の安全・安心確保推進事業について、補助金の支払いを受けるためには、本事業の実施期間中に実績報告等を完了する必要があると承知しています。なお、本事業の実施期間は本年から概ね4年間となる見込みですが、詳細については今後開設されるコールセンターにお問い合わせください。
2-15	2.支援制度	安全設備の重要性は理解したが、救命いかだは高額で廃業も視野に入れている。義務化に対応出来ず、廃業した事業者には、なんらかの補助金は出るか。	遊漁船業者の廃業に対する補助事業はありません。令和6年3～7月の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会において、全国各地の遊漁船業者にも参画いただき、遊漁船業の実態を踏まえて議論が行われた結果、救命いかだ等の搭載を要しない特例措置の具体的な内容について合意されたところです。この特例を活用することにより、改良型救命いかだ等を搭載しないこととすることも可能ですので、自らの業務実態に照らして、特例措置の活用についても御検討いただければと思います。
2-16	2.支援制度	日本財団の補助事業のホームページを教えてほしい。	2月6日に遊漁船の安全・安心確保推進事業のホームページ（https://yugyo-shien.jp/）が開設されました。
2-17	2.支援制度	安全設備の販売店と購入者で結託して、補助金の上限を得るために価格を高く設定し、後日値引きすることが考えられるため、国土交通省で販売してほしい。	安全設備ごとに補助金上限額を設定しており、購入価格が高くなっても上限額以上の支払いはありません。
2-18	2.支援制度	水産庁の補助事業の条件として挙げられている「2.法に基づく協議会への加入」、「3.遊漁採捕報告システムによる利用者が採捕した水産動植物の報告」について、実際に協議会へ加入しているかどうかや採捕システムによる報告の有無はどのように判断され、どの程度厳格に管理されるのか。	本事業の実施に際し、必要に応じて事務局により必要に応じて確認等を行うほか、遊漁採捕量等報告システムによる報告については、水産庁において報告の内容を確認することができるようになっています。

2-19	2.支援制度	水産庁、日本財団の補助事業について、全国で多数の設備の注文が見込まれる中期間内に納品、設置が間に合わない場合（欠品等の業者都合）はどうするのか。	遊漁船安全設備導入支援事業については、原則として安全設備を令和9年3月末までに導入する必要がありますが、事業実施者の責に抛らず安全設備の導入が完了しない場合等においては、事務局が認める期間までに安全設備の導入を行うこととする予定です。 遊漁船の安全・安心確保推進事業については、実施期間は本年から概ね4年間となる見込みであり、この間に、安全設備を導入し、実績報告等を完了する必要があると承知しています。詳細については今後開設されるコールセンターにお問い合わせください。
2-20	2.支援制度	オホーツク海の遊漁船を優先的に補助してほしい。	いずれの事業についても、営業されている地域によって支援の優先順位を設けることはしていません。
2-21	2.支援制度	中古品でも補助対象になるか。	遊漁船安全設備導入支援事業については、中古品に関しては補助対象とはしていません。 遊漁船の安全・安心確保推進事業については、今後開設されるコールセンターにお問い合わせください。
2-22	2.支援制度	安全設備の購入費の支払い方法（一括、分割、現金、キャッシュレス等）によって補助金交付の対象にならなくなることはあるか。	遊漁船安全設備導入支援事業においては、助成金の請求に必要な領収書の写しの提出ができるのであれば、安全設備の購入費の支払い方法に指定はありません。 遊漁船の安全・安心確保推進事業についても、安全設備の購入費の支払い方法に指定はないと承知しています。
2-23	2.支援制度	公益財団法人日本財団から一般社団法人日本中小型造船工業会が助成を受けることになったのは、いつ決定されたことなのか。 また、この助成措置が講じられることになった経緯が知りたい。日本財団に働きかけたのはどこが、何のために行ったのか。	本事業は、既に同様の助成措置として小型旅客船等の安全・安心確保推進事業を実施している（一社）日本中小型造船工業会が、（公財）日本釣振興会の要請等を踏まえ、遊漁船の安全対策に積極的に取り組む事業者を支援することにより、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航・営業を実現するため、（公財）日本財団からの助成金を活用して措置することとなったものです。なお、令和7年12月に、（公財）日本財団から（一社）日本中小型造船工業会に助成金交付決定の連絡があったと承知しています。
2-24	2.支援制度	資料には『日本財団からの助成金（助成額30億円）を活用し、日本中小型造船工業会が「遊漁船の安全・安心確保推進事業」を措置』とあるが、この30億円の全額がこの度の遊漁船への安全設備導入支援を目的としたものなのか。	本事業の実施に係る事務費等を含め総額30億円と承知しています。